## 平成26年度 公立大学法人首都大学東京 財務諸表について (概要)

- 1 公立大学法人首都大学東京(以下「法人」という。)の財務諸表の取り扱いについて(地方独立行政法人法第34条)
- (1)法人は、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、設立団体の長へ提出し、その承認を受けなければならない。
- (2)法人は、財務諸表及び決算報告書に関し、監事の監査を受けなければならない。
- (3)設立団体の長は、財務諸表の承認をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。
- (4)法人は、設立団体の長から財務諸表の承認を受けたときには、遅滞なく、財務諸表等を公告するとともに一般の閲覧に供しなければならない。<sub>《参考:経常費用、経常収益、当期総利益の推移》</sub>

